

議案第73号

南風原町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

南風原町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成29年12月 5 日提出

南風原町長 城 間 俊 安

(提案理由)

一般廃棄物の処理に要する手数料の一部を改定する必要があるため提案する。

南風原町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

南風原町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成9年南風原町条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

町が収集し、運搬し、処分する廃棄物のうち、燃やすごみ及び燃やさないごみ	町の指定するごみ袋1枚につき	大	20円
		中	15円
		小	10円
町が収集し、運搬し、処分する廃棄物のうち、有害・危険ごみ	町の指定するごみ袋1枚につき	中	15円
		小	10円

を

町が収集し、運搬し、処分する廃棄物のうち、燃やすごみ及び燃やさないごみ	町の指定するごみ袋1枚につき	大	30円
		中	20円
		小	17円

に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年6月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、現に一般廃棄物の排出者が所有するこの条例による改正前の南風原町廃棄物の処理及び清掃に関する条例別表第1の規定に基づく町の指定するごみ袋（以下「旧指定ごみ袋」という。）は、平成30年8月31日まで使用することができる。この場合において、旧指定ごみ袋を使用する場合の手数料は、なお従前の例による。